

高谷子どもクラブ

2026(令和8)年度 入所案内

高谷子どもクラブはお子さんの放課後の安全と健康を守り小学校生活が豊かで楽しいものになるために高谷福祉会によって設立された児童クラブです。

この入所案内には、高谷子どもクラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1.入所申込について

保護者の方が来所して申込みしてください。

※受付場所・受付時間については12ページを参照ください。

【2026年4月1日からの入所希望者】 ※新規・継続共通受付

	期 間	入所の可否
一次受付	2025年11月12日(水)～2025年12月5日(金)	2026年2月3日(火)頃
※1 二次受付	2025年12月6日(土)～2026年1月9日(金) ※2025年12月29日～2026年1月3日は除く	2026年2月18日(水)頃
※2 三次受付	2026年1月10日(土)～2026年2月20日(金)	2026年3月6日(金)頃

※1 二次受付の方は一次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

※2 三次受付の方は二次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。



★【2026年5月以降の入所希望者(随時受付)】

受付期間*2	入所希望月の前月15日までの受付(毎月) 例:5月入所は1月～4月15日まで
入所の可否	先着順ではありません。前月15日締め切り、随時連絡いたします。

※学校長期休業時など短期利用の募集はありません。

※入所希望日の4ヵ月前から申請できます。受付期間を過ぎると、入所希望月のお申込みはお受けできません。

※毎月、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

2.入所要件について

高谷子どもクラブへの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし、障がいのある児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なり、支援又は介助の内容も異なることから、事業者と保護者と事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応、必要となる支援内容などを確認したうえで、入所の可否を決定します。

ア 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないこと

イ 原則高谷小学校区在住または在学の児童であること

ウ 小学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができること

エ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができること

オ 放課後児童支援員の介助を求めることなく、集団活動を行うことができること

カ 自傷・他傷行為等の問題行動を起こさないこと

キ 急な飛び出しや多動な行動をしないこと

※当クラブ理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りではありません。

【 保護者の状況 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない状況については、次のいずれかに該当することを要件とする。

(1) 就労・通学・内定等

保護者が放課後等に就労・通学・内定等の場合。但し、内定の場合、就労・通学開始がわかる就労・就学証明書（内定を含む）を提出し、入所後速やかに就労・通学先が確認できる書類（身分証明書、健康保険証、学生証の写しなど）を提出するものとする。

(2) 求職中

保護者が就労のための求職活動で日中外出をしている、かつ入所後3か月目の7日までに就労開始する場合。

ただし、入所後3か月目の15日までに、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出する。

なお、入所後に退職した場合は、退職日の属する月の末日から3か月以内を求職中の扱いとし、3か月目の7日までに就労及び15日までに就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出する。

※内定の場合は就労開始後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写しなど）を提出するものとする。

*期日までに就労開始及び就労証明書の提出ができなかった場合は退所となります。（例：5月31日退職の場合、8月7日までに就労開始及び8月15日までに就労証明書を提出できなかった場合は、8月31日で退所）

(3) 疾病、負傷、障がい

保護者が疾病若しくは負傷している又は障がいのある場合

(4) 親族の看護、介護等

保護者が親族の看護又は介護を行っている場合。なお、親族が病院に入院中又は施設に入所中の場合は、常時付き添いが必要な場合とする。

(5) 出産

母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合

出産予定日の8週間前の月（1日）から出産日から8週後の月（月末）まで利用いただけます。

(6) 育児休業より復職・育児休業中

① 育児休業から復職される際は、復職される前月1日入所の申請を受付します。復職の予定等を確認させていただき、入所の可否を連絡いたします。

② 原則として、育児休業中は利用できません。ただし、次の場合については、入所を認めることがあります。

ア 保護者が育児休業中である児童で、通常の申込者の入所に係る手続きの後、なお施設の定員に空きがある場合

イ 入所中に保護者が育児休業を取得し、児童の入所継続を希望する場合。ただし、当該年度中に限る。さらに、ア及びイについては、育児休業取得に係る出生児が満1歳に達する翌年度の5月31日までに保護者が復職しない場合は、5月31日をもって退所とする。

(7) 災害

火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合

3.提出書類について

※①～⑤はすべての方が必要な書類です。申込期日までに必要な書類をご提出いただけない場合は、不利になる場合や受付出来ないことがあります。

※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。

*必要添付書類は発行日から3ヵ月以内のものを提出ください。

- ① 児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）※高谷子どもクラブ指定用紙
- ② ※下記【保護者の状況を示す書類】このページの下記参照【その他判定に必要な書類】（該当の方のみ）4ページ参照
 - ・保護者の方それぞれについて証明書が必要です。
 - ・勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございます。申込期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・きょうだいで同時に申込みをする場合には、1部を原本とし、コピーでの提出を可とします。
- ③ 緊急（避難時兼用）カード
- ④ 児童の写真 ※裏面に氏名を記入してください。
- ⑤ かながわ信用金庫「自動送金依頼書」 ※「利用料の納入方法について」をご覧ください。
入所料等のお支払いは、かながわ信用金庫への自動送金となります。
- ⑥ 【入所料の減額に関する書類について】（該当世帯の方のみ）4ページ⑥参照

☆=====☆

★②の【保護者の状況を示す書類一覧】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 (内定・予定を含む)	①就労・就学証明書（保護者の方それぞれ必要です） *複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーして使用してください *内定の場合は、入所後3ヵ月目の15日までに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）をご提出ください ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
就学	①就労・就学証明書 卒業、退学される場合は、卒業または退学後3ヵ月目の15日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります ※入所後（退職後）3ヵ月目の7日までに就労している事
疾病・負傷	①医師による意見書（診断書）※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	①障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	①看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し） ②看護（介護）状況申告書 ※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください
出産	①母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの）
災害	①罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】

- ① 就労・就学証明書の押印は原則不要ですが、就労・就学証明書の提出にあたっては、必ず勤務先、就学先が作成した証明書を提出してください。
- ② 申請者自身が証明書の偽造・改ざんを行った場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の各罪が成立し得ると司法上されております。提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。（すでに入所している場合は退所となります。）

★②の【その他判定に必要な書類】 ・該当される世帯の方は必ず提出してください。

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯（離婚・死別・行方不明・拘禁・未婚に該当） ※離婚調停中または離婚協議中などの理由により、配偶者と別居している世帯も含む	戸籍謄本（全部事項証明） ※入所申込者（保護者の方）ご本人の戸籍謄本が必要です。 ※外国籍の方は戸籍謄本が発行できないため「申立書」と「住民票」と「海外に国籍がある事が証明できる書類（在留カードの写しなど）」を提出ください。 ※離婚調停（または離婚協議）中などの理由により、配偶者と別居中などの場合は、「申立書」と「ご事情を判断できる書類（住民票・調停期日等呼出状・家庭裁判所における係属証明書等）」をご提出ください。
養育者世帯	養育者申告書（ホームページからダウンロードまたは、来所時にお申し出ください）
障がいのある児童	身体障がい者手帳、または療育手帳の写し

★⑥【入所料の減額に関する書類について】 ・該当される世帯の方は提出してください。

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得（課税）証明書または非課税証明書 ※すでに提出済みの場合は提出不要です

4.入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。定員を超える場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」に基づき、入所受入可否の判定を行います。
判定は、申込時に提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」（3、4 ページ）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

（1）就学指定校変更・私学通学の場合について

- 就学指定校を変更する場合は、変更後の小学校区の中で入所する児童クラブを指定しています。藤沢市にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーをご提出ください。
＜提出期限＞ 1次受付：2026年1月26日（月）、2次受付：2026年2月10日（火）
3次受付：2026年2月26日（木）
- 私学に通学する市内在住の児童は、「学校に近い児童クラブ」と「住所による指定児童クラブ」のどちらかを選択できます。高谷子どもクラブを選択して申込みの場合は、通学経路ほかを提出していただきます。

（2）定員超過のため入所保留となった場合

高谷子どもクラブが定員に達し入所保留となった場合に備え、申込み時に以下の4つより選択することができます。

- ① 他の小学校区の児童クラブへ入所しながら高谷子どもクラブの空きを待つことを希望する
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
- ② 他の小学校区の児童クラブへ年度内は入所を希望する
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。高谷子どもクラブに空きが出てもご連絡いたしません。
- ③ 自宅待機（申込みを継続し、高谷子どもクラブの空きを待つ）
- ④ 申込みを取下げ
入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。提出していただいた申込書は破棄されます。再度、入所を希望するには申込書等を提出していただきます。

※①、③を選択した場合、高谷子どもクラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に入所の意思確認が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。

※① ②について

- 複数の児童クラブを記入することができます。※優先順位をつけてください。
- 希望した待機先の児童クラブに空きがなければ自宅待機となります。当児童クラブまたは希望する待機先の児童クラブに空きができた場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。
- 申込書提出時にできる限り希望する全ての児童クラブを記入してください。待機先として学区外の児童クラブを希望した場合、希望先の学区内の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所受入可否の判定を行います。※小学校から学区外の児童クラブへの距離などによって、通所の安全性が確保できない場合は、市と協議の上、待機先の児童クラブへの入所をお断りさせていただく可能性がございます。
- 申込書提出時に希望する待機先の児童クラブに追加および変更等があった場合には、申し出のあった日の該当判定月から追加・変更となります。申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。

5.通所クラブについて

一次受付で申込みされ、入所の判定にて入所承諾となった児童について東・西のクラス分けをいたします。

高谷子どもクラブでは住所区域ほかによって入所する児童クラブを指定しています。指定の児童クラブは個人の希望や都合によって、選択することはできません。特別なご事情がある方は申請書にご記入ください。但しご希望のクラスに入所をお約束するものではありません。

※二次受付以降の申込みは、空きのあるクラブへ入所となります。

(1) 通所クラブ（クラス分け）について

①【西・東】

住所区域によって入所する児童クラブを指定しています。住所区域は申込み状況で年度ごと決定いたします。継続児童とそのきょうだいは、申し出が無い限り同じクラブに通所いただきますが、定員以上の申込みがあった場合や空きがない場合は、移動やきょうだい別々のクラブ利用をお願いする事があります。

②【東1階・東2階】

学年ほかを考慮して毎年クラス分けさせていただきます。

6.児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行っています。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 平日（月曜～金曜日）・通常授業時・短縮授業時 | ⇒ 下校時 ～ 19時00分 |
| ② 土曜日 | ⇒ 8時00分 ～ 18時00分 |
| ③ 学校行事等振替休日、長期休業日（春・夏・冬休み） | ⇒ 8時00分 ～ 19時00分 |

※18時から19時までは延長利用登録が必要となります。別途延長利用料が発生いたします。

※利用人数により2クラス・3クラス合同になる場合があります。

(3) 土曜保育について

土曜日は、ご家族が仕事で大人の方が不在の場合利用できます。私用の外出などでは利用できません。

利用希望の方は3日前（水曜日）の18時までに利用時間を連絡帳、FAX等で申し込んでください。

利用人数により、高谷子どもクラブ西・東1階・東2階（3クラス）の合同保育になります。

利用者が極端に少ない日は利用時間等のご相談をすることがあります。延長保育はありません。

(4) 延長利用「のびっ子クラブ」について

土曜日をのぞく 18 時から 19 時までは延長登録をすることにより、ご利用いただけます。ただし、別途延長利用料が発生いたします

年度途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。

なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生します。※利用の登録がないまま、18 時以降の利用をされた場合は、延長登録をしていただきます。

(5) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ② 災害等により小学校が休校または保護者の引取りとなった日
- ③ 災害や悪天候で警報が発令されている日
- ④ その他、高谷福祉会理事長が必要と認める日

(6) 入所の取り消しについて

- ① 入所料を 3 ヶ月分滞納した場合
- ② 入所申請書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- ③ 保護者から「退所届」が提出された場合
- ④ その他、高谷福祉会理事長が必要と認めた場合

(7) 申込み書類の有効期限について

就労証明書（有期雇用等で証明期間が終了している場合）を除き、申込み内容に変更がない場合は、申込書一式は当該年度の年度末まで有効です。入所保留となり年度内に入所できなかった方も含め、次年度入所希望の場合は、次年度募集期間に再度申込みをお願いします。

(8) 指導員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の指導員により運営を行います。

(9) 各種申請について

申請名	内容	申請期日	備考
入所申請	児童クラブへ入所するとき	入所希望の前月 15 日まで	提出書類全部揃えて申込みしてください 一部の書類だけでの受付はできません
退所申請	児童クラブを退所するとき	退所する月の 15 日まで	申請が遅れると入所料が発生します 一度申請した退所申請は取消せません 例) 7 月末日で退所する場合、申請する 退所月は 7 月 15 日までとなります。
延長利用申請	延長利用を始めるとき	速やかに	申請日によっては、延長利用料のみ振込 みにてお支払いいただく場合があります
延長利用中止 申請	延長利用をやめるとき	中止する月の 月末	申請が遅れると延長利用料が発生します ※自動送金の金額変更をお願いします。
特別休所申請	病気やケガで児童クラブを 長期休所するとき	速やかに	特別休所期間中は入所料・延長利用料の お支払いが不要です（月単位です） 医師による診断書等の提出が必要です
特別休所終了 申請	特別休所を終了するとき	速やかに	月途中の場合その月の入所料・延長利用 料が必要です

※なお、申込時の内容に変更があったときは、速やかにお知らせください。書類再提出が必要な場合があります。

(例 1) 住所・姓の変更は、状況により戸籍謄本の再提出。

(例 2) 就労状況の変更は、就労先の就労証明書の再提出。

(例 3) 産休・育休を取るときは、「母子健康手帳の写し」を提出済みの方は、再提出は不要ですが、取得予定期間などをお知らせください。就労証明を提出いただく場合もあります。（記入がない場合）

7.料金について

- (1) 入会金について <児童1人の入会金> ※入会金は1度お支払いいただく事で、小学校卒業まで有効。

入会金	8,000 円
-----	---------

※入会金の支払い方法は、新入所承諾時にご案内いたします。

- (2) 入所料について <児童1人の入所料(月額)>

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5・6 年生
13,000 円	12,000 円	11,000 円	10,000 円	9,000 円

※児童クラブ入所中は、その月に児童クラブの利用がなくても入所料がかかります。

※おやつ代は入所料に含まれています。

※入所料の日割り計算はいたしません。ただし、法人が必要と認めた場合はこの限りではありません。

- (3) 【 当法人独自の入所料の割引 】※減額対象の児童にも適応

① きょうだい割引

ごきょうだいで高谷子どもクラブ在籍の兄・姉は入所料を 3,000 円割引いたします。

例) 兄(3年生)・・・11,000円 - ^{きょうだい割引}3,000円 = 8,000 円
 弟(1年生)・・・13,000円 - 割引はありません = 13,000 円

- (4) 年間諸費用について

年間諸費用は児童1人の年度毎(4月～翌3月)の費用です。

①保険料自己負担分は、年度途中に入所の場合でも割引はありません。

②特別会費は昼食づくりや遠足ほか特別行事の費用です。不参加での返金・減額はありせん。
 但し、9月以降に入所の場合は半額になります。

①保険料自己負担分	② 特 別 会 費
1,000 円	2,000 円

※諸費用の支払い方法は入所承諾時にご案内いたします。

- (5) 延長利用料(のびっ子クラブ)について ※児童一人の料金です。きょうだい割引はありません。

< 月額 > *退出時間は、お迎えの方とお子さんがクラブの玄関から退出された時間です。

退出時間	短) 18:00～18:30	長) 18:31～19:00
月額延長利用料	1,500 円	3,000 円

※延長月額利用料の日割り計算はできません。

① 延長利用登録をされている場合は、延長利用の有無に関わらず月額利用料が発生します。

② 年度の途中で延長利用を中止される場合は、必ず延長利用中止申請をお願いします。

また、ご自身で、**自動送金の金額変更手続き**をお願いします。変更されなかった場合の返金に振込手数料が発生する事があります。

※当クラブは、平日19時(土曜日18時)で閉所いたします。

閉所後の利用は想定していませんが、万が一閉所後の利用があった場合、別途料金が発生し今後の延長利用についてご相談させていただきます。

8. 藤沢市の入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯

- 入所料減額（月額）：5,000 円
- 必要書類：①生活保護受給証明書 ②「租税資料」指定用紙
- 提出期日：前月末日

② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額 12 万円未満

※2025年 7 月以降に減額済みの場合は、4～6月分は提出不要です。

- 入所料減額（月額）：9ページの表を参照
- 必要書類：①**所得（課税）証明書** または **非課税証明書** ②「租税資料」指定用紙
- 提出期日：下記参照

<所得（課税）証明書または非課税証明書の該当年>

	4～6 月分	7 月分～
新規申込または未申請 (生活保護世帯から変更時)	令和7年度（令和6年分） 令和7年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行	令和8年度（令和7年分） 令和8年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行

*市役所納税課または各市民センターで発行しています。

*証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

<所得（課税）証明書または非課税証明書の提出者>

必要	父 母 *1	住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合必要です
	兄 または 姉 *2	*2【基準日】に学生ではない方
	祖父 祖母 ほか	同一生計の方または、住民票上同一世帯の方
不要	学生の兄または姉	*2【基準日】に学生の方
	弟または妹	

*1 住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得（課税）証明書または非課税証明書が必要となります。（単身赴任、別居等の保護者等を含む）

*2【基準日】 4～6月：2024（令和7）年 12 月 31 日時点

7月分～：2025（令和8）年 12 月 31 日時点

<提出期日> *遡っての減額はいたしません。

	4～6 月分	7 月分	8 月分～
新規申込 または入所中で未申請	前月末日	2026年 6 月 1 日（月） ～	前月末日
入所中で 2025年度に 減額申請済み	提出不要	2026年 6 月 1 5 日（月）	

※提出期日を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

市県民税年額 - (33,000 円 × 0~15 歳の扶養人数 + 12,000 円 × 16~18 歳の扶養人数)

＜確認用＞

	年額の市県民税 (a)	0~15 歳		16~18 歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人 数	金額 (b) (人数×33,000 円)	人 数	金額 (c) (人数×12,000 円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
市県民税に基づく算定額 (年額での世帯の合計)						円

※算定後の金額がマイナスとなった場合は、「0」円として計算してください。

【市県民税額の確認方法】

*市県民税額が不明の場合は、以下のいずれかで確認をすることができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」
- 市役所で発行している「所得（課税）証明書」※必要書類として提出可
(証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。)

＜減額対応表＞

市県民税に基づく算定額 (年額での世帯の合計)			入所料減額(月額)
0円			5,000 円
1 円	～	14,999 円	4,590 円
15,000 円	～	24,999 円	4,170 円
25,000 円	～	34,999 円	3,750 円
35,000 円	～	44,999 円	3,340 円
45,000 円	～	54,999 円	2,920 円
55,000 円	～	64,999 円	2,500 円
65,000 円	～	74,999 円	2,090 円
75,000 円	～	84,999 円	1,670 円
85,000 円	～	94,999 円	1,250 円
95,000 円	～	104,999 円	840 円
105,000 円	～	119,999 円	420 円

9. 児童クラブの確認事項について

以下の内容を確認し、児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に同意の署名をお願いします。
ご不明な点はお問合せください。

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認する場合があります。
3	提出書類の内容が事実と相違した場合は、入所を取消しとなる場合があります。
4	定員超過のため高谷子どもクラブに入所できず待機となった後、入所可能の連絡に対し、連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中で、入所後3ヵ月目の15日までに、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始した（する）ことが確認できる就労・就学証明書（内定を含む）を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、当クラブにお伝えください。状況を確認のうえ、入所継続の可否を判断させていただきます。
7	入所料（月額）を3ヵ月分滞納した場合は、入所取消しとなります。
8	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
9	遠足など行事については、当日出席の児童は行事の参加をお願いします。
10	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための面談をお願いすることがあります。
11	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
12	集団指導を行う児童クラブでは、常に個別な対応を行うことができませんが、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
13	延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。
14	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2026年6月1日以降に「令和8年度（令和7年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
15	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用する、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
16	入所児童への適切な対応を図るため、保護者の方への事前連絡なしに、関係機関・各相談機関・小学校および保育園・幼稚園等に児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
17	当児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申込の円滑な受付を行うため事業者間で関係書類を引き渡すことに同意します。
18	他事業者の運営するクラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
19	クラス分け（西・東1階・東2階）については、個人の希望や都合による選択ではなく、法人の指定となることを承諾します。

10.入所料等の納入方法について

入所料等のお支払いは、かながわ信用金庫への自動送金となります。

※かながわ信用金庫の自動送金利用の場合、新（継続）入所時と 7 月の減額による金額変更時は信金窓口へ手続き書類提出の代行をいたします。

※他銀行希望の方は希望銀行にて手続きを済ませてお客様控えを入所手続き時に提出してください。

当月分を新 1 年生は当月 5 日、2 年生以上は当月 10 日に自動送金していただきます。

※送金、振込み、**返金時**にかかる手数料はご負担ください。

【入所料等を期日に送金できなかった場合】

2 度目の自動送金はございませんので、下記口座に振り込みをお願いいたします。

※3 か月分滞納し、最終督促に応じない場合は3か月目の月末で退所とさせていただきます。

自動送金依頼書の記入

受付日付は入れないでください。（かながわ信用金庫窓口へ提出する日をこちらで記入します。）

※他銀行の場合も以下同じです。

※児童一人につき 1 枚。（きょうだい別々に送金してください。）

① お届けの住所氏名を記入し、お届け印を捺印ください。

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| ① | 送金期間 | : | 8 年 4 月（5 月以降入所の方は入所月）～ 9 年 3 月 |
| ② | 送金先 | : | かながわ信用金庫 村岡支店 普通 1039753 |
| ③ | 受取人なまえ フリガナ | : | タカヤコドモクラブ ダイヒョウ マスイ アラタ |
| | // | : | 高谷子どもクラブ 代表 桝居 新 |
| ④ | 送金日 | : | 新 1 年生は 毎月 5 日、 2 年生以上は 毎月 10 日 |
| ⑤ | 金額 | : | 月額入所料、 <u>延長利用者は+1,500 円または 3,000 円</u> |

※金額の書き損じの場合は、新たな用紙に書き直しをお願いします。

※不受理（印鑑相違など）の再提出は、連絡いたしますので、ご自身でかながわ信用金庫窓口にて手続きをお願いします。手続き後に「お客様（控）」をお持ちください。

11.入所手続きについて

※入所承諾書がお手元に届きましたら、【持ち物】をご確認いただき必ず期日までに入所手続きをしてください。
手続きがお済みでないと入所承諾の月に入所できない場合があります。

【新入所の方】 3月7日（土）入所承諾書に同封の手続き時間に高谷子どもクラブ東へお越しください。

【継続の方】 3月7日（土）までに各クラブにて手続きしてください。（土曜は新入所の方が優先）

12.お問い合わせ・新規（継続）お申込み先

※下記のご都合の良いクラブに申込みしてください。受付後、ご自宅住所等で人数調整し通所クラブを決定させていただいています。

【受付時間・場所 全期間共通】

	受 付 時 間	受 付 場 所
平日	13時～18時	高谷子どもクラブ 西、東1階、東2階
土曜日	10時～15時	10月～12月・・・高谷子どもクラブ 東1階 1月～ 3月・・・高谷子どもクラブ 東2階 4月～ 9月・・・高谷子どもクラブ 西（予定）

※ 書類の確認にお時間をいただきます。時間に余裕をもって来所してください。

※ 休所日（日曜・祝日と12月29日～1月3日）の受付はありません。

※ 土曜日は、利用者がいない時間は閉所する事がありますので必ずご予約ください。

※ 受付時間外はご相談ください。ただし、開所時間外の受付はありません。

【住所・電話番号】

東1階	： 〒251-0012 藤沢市村岡東3-21-2	1階	TEL0466-22-9876
東2階	： //	2階	TEL0466-65-0507
西	： 〒251-0017 藤沢市高谷 8-12		TEL0466-27-9653

高谷子どもクラブ 案内図

